

時間外労働・休日労働に関する協定、 いわゆる 36 協定に関する重要なお知らせ

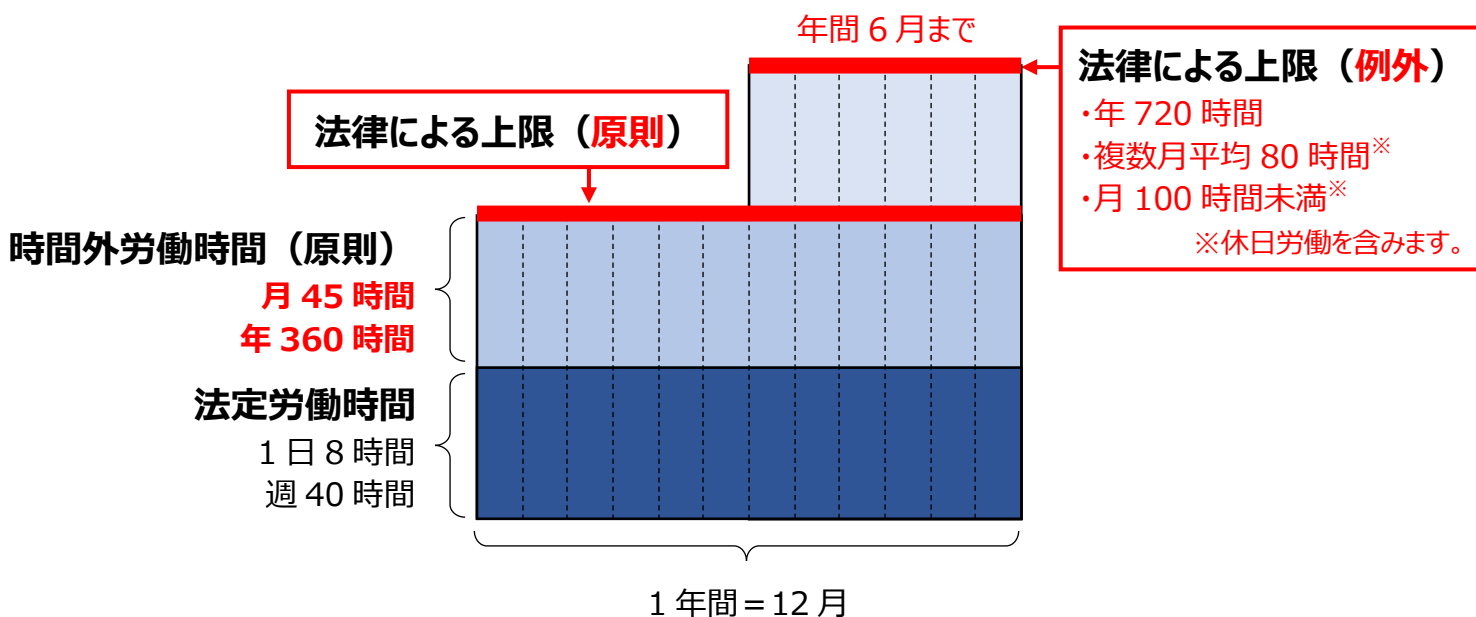
労働基準法では、**労働時間**を原則として、**1日8時間・1週40時間**としています。（労働基準法第32条。これを「法定労働時間」といいます。）

また、**休日**は原則として、**毎週少なくとも1回**与えなければなりません。（労働基準法第35条。これを「法定休日」といいます。）

これを超えて、労働させようとする場合には、「使用者」と「労働者の代表」とが、『**時間外労働・休日労働に関する協定**』を締結し、**労働基準監督署長**に届け出る必要があります。（この協定は、労働基準法第36条に規定されていることから、**36（サブロク）協定**と呼ばれています。）

しかし、「時間外労働・休日労働に関する協定」を労使で締結して、所轄の労働基準監督署に届け出れば、いくらでも時間外労働・休日労働をさせることができるというわけではありません。

平成30年の労働基準法の改正により、原則として、**時間外労働の上限**は、**月45時間・年360時間**とされ、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えて労働させることはできません。【**時間外労働の上限規制**】



詳しくは、「働き方改革特設サイト」でご確認ください。

働き方改革特設サイト



熊本労働局・労働基準監督署

(2024.02)

2024年4月から

36協定届の様式が変わります。

次の適用猶予業種・業務に関する様式は廃止されます。

- ☑ 様式第9号の4
- ☑ 様式第9号の5
- ☑ 様式第9号の6
- ☑ 様式第9号の7

➤ **建設業、自動車運転者、医師**に関する様式が追加されます。

業種・業務	限度時間内	限度時間超過
建設業	様式第9号の3の2	様式第9号の3の3
自動車運転者	様式第9号の3の4	様式第9号の3の5
医師	様式第9号の4	様式第9号の5

※ なお、新様式の様式第9号の4と様式第9号の5は、旧様式のものとは全く別のものですので、ご注意ください。

また、「**労働保険番号**」と「**法人番号**」の記載が**必須**となります。

※個人事業の場合は、法人番号の記載は不要です。

時間外労働に関する協定届
休日労働

様式第9号の3の4 (第70条関係)

事業の種類		事業の名称		(〒)		(電話番号: - -)			
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	1日		延長することができる時間数		
					法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで)	1年(①については360時間まで、 ②については320時間まで)	
① 下記②に該当しない労働者									
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者									
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業及び終業の時刻		

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと(自動車の運転の業務に従事する労働者は除く。)

(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 年 月 日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名
氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 ()

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。
 (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名
氏名

労働基準監督署長殿

☑ 36協定届様式をダウンロード



労働基準関係主要様式

☑ そのまま出せる36協定届を作成



スタートアップ労働条件

☑ 36協定届の電子申請はこちら



労基法等 電子